

# 宇治支援学校学校運営協議会傍聴要領

令和元年7月1日

宇治支援学校学校運営協議会

## 1 趣旨

この要領は、宇治支援学校学校運営協議会の傍聴に関し、必要な事項を定める。

## 2 傍聴の手続

- (1) 会議を傍聴できる人数は、原則として5名とする。ただし、会場の都合等によりその人数を制限することがある。
- (2) 会議を傍聴しようとする者は、傍聴申込書（別紙）を会議開会予定時刻の10分前までに会長に提出しなければならない。
- (3) 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
  - ア 酒気を帯びていると認められる者
  - イ 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
  - ウ ア及びイのほか、会長が傍聴を不相当と認める者
- (4) (2)により傍聴申込書を提出した者の数が(1)に定める人数を超えるときは、傍聴申込書が提出された順に傍聴人を決定する。

## 3 傍聴人の尊守事項

- (1) 傍聴人は、次の行為をしてはならない。
  - ア みだりに傍聴席を離れること。
  - イ 私語、談話又は拍手等を行うこと。
  - ウ 議事に批評を加え又は賛否を表明すること。
  - エ 写真、映画等の撮影、録音等を行うこと。ただし、あらかじめ会長の許可を受けたときを除く。
  - オ アからエまでのほか、会議の妨害をなすような挙動を行うこと。
- (2) 傍聴人は、次のいずれかに該当する場合、速やかに退場しなければならない。
  - ア 会議を公開しないこととする決定があった場合
  - イ この要領に違反し、会長が退場を命じた場合

## 4 その他

この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

## 傍聴申込書

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日開催の宇治支援学校学校運営協議会を傍聴したいので申し込み  
ます。

なお、傍聴の際は、下記事項を遵守します。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

宇治支援学校学校運営協議会会長 様

申込書 住 所  
(報道機関名)  
氏 名 \_\_\_\_\_

### 記

- 1 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物品を携帯しないこと。
- 2 ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕等を携帯しないこと。
- 3 鉢巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯しないこと。
- 4 ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機等を携帯し、又は使用しないこと。
- 5 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器等を携帯しないこと。
- 6 携帯電話等の着信音を鳴らさないようにすること。
- 7 みだりに傍聴席を離れないこと。
- 8 私語、談話又は拍手等をしないこと。
- 9 議事に批判を加え又は賛否を表明しないこと。
- 10 飲酒、飲食又は喫煙しないこと。
- 11 前各号のほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 12 事務局が傍聴人の退場を命じた場合、速やかに退場すること。
- 13 その他事務局の指示に従うこと。

(備考) 報道機関の者にあつては、「住所」は「報道機関名」を記載すること。